

## 菱 交 会 規 約

### 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は菱交会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の友好親睦を図り、また相互啓発することを目的とする。

第 3 条 本会は事務局を三菱マテリアル社本社内におく。

### 第 2 章 会 員

第 4 条 本会は三菱マテリアル社（前身企業を含む）に10年以上在籍した退職者及び在籍者の有志をもって組織する。但し、在籍期間が10年未満でも次条の決定があれば会員となることができる。

第 5 条 本会に入会を希望する者は入会申請書を事務局に提出のうえ、幹事会の決定を経なければならない。

### 第 3 章 会 務

第 6 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の会務を行う。

- ( 1 ) 総会・懇親会、講演会及びその他行事の開催
- ( 2 ) 会報の発行、ホームページの運営
- ( 3 ) 会員名簿の管理
- ( 4 ) 会員の慶弔
- ( 5 ) その他必要な事項

### 第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- ( 1 ) 会長 1名
- ( 2 ) 副会長 1名
- ( 3 ) 幹事 7名以上

第 8 条 会長、副会長は幹事会にて会員の中から推挙し総会の承認を経て委嘱する。

第 9 条 幹事は会員の中から選出する。  
幹事の任期は原則として4ヶ年とする。

第 10 条 会長は会務を統括し、本会を代表する。  
副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。  
会長、副会長、幹事をもって幹事会を構成し、会務を遂行する。

第11条 三菱マテリアル社の会長、社長並びに本会会長の役にあった方は之を顧問に推す。

#### 第5章 会計

第12条 本会の資金は入会金、会費及び寄付金その他の収入による。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 附則

第14条 本規約の改定は幹事会の発議により総会の承認を経て行う。

第15条 本規約は2025年4月19日より実施する。

以上